

鳥羽市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年2月13日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監 査 の 種 類	平成27年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	平成27年7月3日～8月7日	
結 果 区 分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
健康福祉課・ 社会福祉事務所	<p><b>老人憩の家の利用状況把握について</b></p> <p>老人憩の家の利用及び管理運営状況については、各老人クラブ主体で管理運営しているため、利用状況等を把握していないとのことであった。市の公有財産であるため、利用状況等の把握に努めるとともに、管理・運営の形態や今後の方針等についても検討されたい。</p>	<p>老人クラブ等に聴き取り調査を行い利用状況等の把握に努めました。</p> <p>今後の方針等については、行政改革推進プログラムに基づき、活用状況、各地域にある類似施設との整理統合に関する検討を進めます。</p>
総 務 課	<p><b>文書管理の徹底について</b></p> <p>各課の文書管理については、文書の綴り方が様々である等、全般的に文書管理が徹底されていなかった。文書管理規程に基づく管理を徹底するよう、引き続き各課へ指導されたい。</p>	<p>文書等については、適時に文書整理基準表及び簿冊目録の整理を行い適正な管理に努めております。今後も、書類の編さん方法の統一化を図り、保存年限を経過した文書の処分等の整理を行い、適正な文書管理となるよう徹底します。</p>
総 務 課	<p><b>市有財産管理について</b></p> <p>各課において施設の現状把握ができていないなど、施設等の管理が不十分な事例が見受けられた。公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、所管課において台帳整備を進め、公有財産の把握に努めているところであるが、総務課は、公有財産を統括する重要な部署であることから、企画財政課及び関係各課と連携し、適正な財産管理となるよう各課へ指導されたい。</p>	<p>全庁的な公有財産の異動状況について、これまで決算前に異動分を一括して確認していましたが、適時に確認することで財産管理の適正化を図りました。</p>

<p>企画財政課</p>	<p><b>市有財産管理について</b></p> <p>各課において施設の現状把握ができていないなど、施設等の管理が不十分な事例が見受けられた。公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、企画財政課を中心として計画策定業務を進めているが、全庁的な調整等の多大な事務処理が必要となることが想定される。総務課及び関係各課と連携し、効率的な業務の遂行に努め、計画策定後の進行管理についても、各課に指導されたい。</p>	<p>公共施設管理計画の策定を進める中で、総務課と連携し各課協力のもと、各施設の詳細な情報（建物、管理経費、使用状況等）を整理し施設カルテとして整理しました。</p> <p>整理された施設カルテの情報更新については、公有財産を統括する総務課と所管課で対応していきます。</p> <p>現在、この情報を基に施設所管部署と施設の適正配置等について協議し、計画の策定を進めています。</p>
--------------	---	--